

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県民生活部	文化振興課	平成 28 年 10 月 7 日 (第 2839 号)	平成 27 年度の「文化ともしび賞トロフィー作成」に係る契約 (514,080 円) について、予定価格調書に記載した予定価格を超えた金額で契約を締結したのは不適切であった。	再発防止のため、職員朝礼において職員全員に監査結果及び事案の概要を説明するとともに、埼玉県財務規則等の再確認及び契約事務の適正な執行の徹底を指示した。 また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート (契約編)」を活用し、複数職員によるチェック機能を強化した。
環境部	資源循環推進課	平成 28 年 10 月 7 日 (第 2839 号)	平成 27 年度の彩の国資源循環工場 (借地施設) 整備事業に関する土地賃貸料の債権管理について、次の点で不適切であった。 1 納期限までに納付されなかった賃貸料について、納期限の翌日から起算して 40 日以内に督促すべきところ、この期間を超過して督促していた。 2 督促をした旨を債権管理簿に記載すべきところ、記載していなかった。 3 納期限までに納付されなかった賃貸料について、財務規則で定める様式の督促状で督促すべきところ、普通文書で督促し、督促状に納期限が記載されていなかった。	再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、関係職員を部内財務研修に参加させ、課内でも職員全員に財務研修を実施した。 関係職員を出納総務課による個別職員研修に参加させ、ミスの発生原因を再確認するとともに、ミスを防止する対応について助言を受けた。 収納状況に係る債権管理について、総務担当職員が財務帳票により納付状況を確認し、督促期限のチェックをするとともに注意喚起をすることとした。